平成２８年（再イ）第２号

神戸市西区玉津町新方155番地の１

再生債務者　前田　州司

１　決議に付する再生計画案　平成28年７月６日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年８月15日

３　再生計画案に対する回答期間　平成28年８月15日まで

平成28年７月13日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第２号

静岡県牧之原市静波1975番地４

再生債務者　竹内　是浩

１　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月３日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月24日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第１００００４号

長崎県西彼杵郡時津町左底郷1118番地９

ファミール飛鳥201

再生債務者　竹道　幸広

１　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月３日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月17日から平成28年８月31日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１８号

大阪府吹田市五月が丘北23番30―201号

再生債務者　白井　　憲

１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月９日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月26日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第４号

沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目93番地５

ユートピア鳥堀201

再生債務者　石嶺　　健

１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月９日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月23日から平成28年８月30日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第１号

三重県津市久居射場町25番地　シティハイムハイツ26・203

再生債務者　岩元　栄二

１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月10日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月17日から平成28年８月31日まで

津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００００１号

茨城県桜川市真壁町羽鳥105番地10

再生債務者　髙久　悦子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月11日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年７月27日まで

平成28年７月13日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（再ロ）第１８号

京都市伏見区淀新町610番地52

再生債務者　寺嶋　美咲

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月31日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年８月15日まで

平成28年７月13日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第５号

山形県寒河江市大字西根字高畑1764番地の１

再生債務者　日塔　宏二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年７月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月13日　　山形地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年十月一日であり、両一社の株主総会の承認決議は平成二十八年七月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月十一日
掲載頁　五十九頁（号外第二七八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月十一日
掲載頁　六十頁（号外第二七八号）

平成二十八年七月二十一日

東京都葛飾区青戸四丁目二一番二六号
（甲）アオト印刷株式会社
代表取締役　上中順一朗

東京都台東区元浅草四丁目一〇番九号
（乙）東京京包材工業株式会社
代表取締役　上中順一朗

合併公告

債権者　各位

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は平成二十八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の決議は平成二十八年七月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十六日
掲載頁　七十五頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月一日
掲載頁　八十四頁（号外第一二一号）

平成二十八年七月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目四番八号
（甲）大和ハウス・アセット マネジメント株式会社
代表取締役社長　土田　耕一

東京都中央区日本橋茅場町二丁目三番六号
宗和ビル
（乙）大和ハウス・リート・マネジメント株式会社
代表取締役社長　名島　弘尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十八年七月二十一日に終了しております。乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

また、甲は効力発生日をもって、商号をパリオセキュア株式会社と変更し、本店を東京都渋谷区桜丘町一二〇番一号渋谷インフォスタワーに移転します。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ko-koku.jp

（乙）http://www.variosecure.net

平成二十八年七月二十二日

東京都千代田区神田錦町三丁目二三番地
（甲）株式会社ＢＡＦ５
代表取締役　安田　和裕

東京都渋谷区桜丘町一二〇番一号渋谷インフォスタワー
（乙）パリオセキュア株式会社
代表取締役　稲見　吉彦

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十六日
掲載頁　七十三頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月一日
掲載頁　八十四頁（号外第一二一号）

平成二十八年七月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目四番八号
（甲）大和ハウス・アセット マネジメント株式会社
代表取締役社長　土田　耕一

東京都中央区日本橋茅場町二丁目三番六号
宗和ビル
（乙）大和ハウス・リート・マネジメント株式会社
代表取締役社長　名島　弘尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十八年七月二十一日に終了しております。乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

また、甲は効力発生日をもって、商号をパリオセキュア株式会社と変更し、本店を東京都渋谷区桜丘町一二〇番一号渋谷インフォスタワーに移転します。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ko-koku.jp

（乙）http://www.variosecure.net

平成二十八年七月二十二日

東京都千代田区神田錦町三丁目二三番地
（甲）株式会社ＢＡＦ５
代表取締役　安田　和裕

東京都渋谷区桜丘町一二〇番一号渋谷インフォスタワー
（乙）パリオセキュア株式会社
代表取締役　稲見　吉彦